平成 25 年 1 月 25 日

各　　位

本 社 所 在 地　東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会　　社　　名　株式会社アエリア
代表者の役職名　代表取締役社長　小林　祐介
（コード番号：3758）
問　合　せ　先　取締役　管理本部長　清水　明
電　話　番　号　03-3587-9574
（URL http://www.aeria.jp/）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25年 1月25日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において「定款一部変更の件」を平成25年3月28日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年3月28日開催予定の第11回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としております。

記

１．株式分割及び単元株制度採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社の株式の売買単位を100 株といたします。

これに伴い、当社株式１株を100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はありません。

２．株式分割の概要

（1）分割の方法

平成 25 年６月 30 日（日曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式１株につき、100 株の割合をもって分割する。

（2）分割により増加する株式数（平成 25 年１月 25 日現在）

株式分割前の当社発行済株式総数	67.992 株
今回の分割により増加する株式数	6,731,208 株
株式分割後の当社発行済株式総数	6,799,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	11,340,000 株

（注）上記発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

（３）日程

基準日設定公告日	平成25年６月14日（金曜日）
基　　準　　日	平成25年６月30日（日曜日）

但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成２５年６月28日（金曜日）

効　力　発　生　日	平成25年７月１日（月曜日）

（４）行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権１株当たりの行使価額を平成２５年７月１日（月曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 24 年 2 月 24 日開催の取締役会及び平成 24 年３月 29 日の株主総会で決議された新株予約権	83,500 円	835 円

３．単元株制度の採用

（1）採用する単元株の数

上記「２．株式分割の概要」の効力発生日である平成２５年７月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（2）新設の日程

・効　力　発　生　日　　平成 25 年７月１日（月曜日）

（参考）平成 25 年６月 26 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

４．定款の一部変更について

（１）変更の目的

（ア）全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性及び利便性の向上を図るため、当社株式１株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたしたく、平成 25 年７月１日付をもって以下の変更を行うものであります。

① 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株数を 100 とするため、変更案第７条（単元株式数）を新設するものであります。

③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、変更案第８条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

④ 株主の皆様の便宜を図るため、変更案第９ 条（単元未満株主の売渡請求）を新設するものであります。

⑤ 新設条文の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（イ）上記（１）の変更に対応するため、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分__は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　後
第２章 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、113,400 株とする。	第２章 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、11,340,000 株とする。
（新　設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

	（４）　次条に定める請求をする権利
（新　設）	（単元未満株主の売渡請求） 第９条　当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有数単元未満株式の数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第７条～第 36 条　（記載省略）	第 10 条～第 39 条　（現行どおり）
（新　設）	附則 第６条の変更、第７条乃至第９　条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げは平成 25 年 6 月 30 日をもって効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。

３．日程

株主総会開催日　　平成 25 年３月 28 日

定款変更の効力発生日

・現行定款第６条の変更、変更案第７条乃至第９条の新設　　平成 25 年７月１日

以上